

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社井上電工	代表者氏名	小野 友樹
主たる営業所の所在地	高知県四万十市县同 7361-6		
許可番号	高知県知事許可 (特・般－6)第 3040 号	許可を受けている建設業の種類	電、通

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 8 月 21 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容（営業停止命令）			
1 停止を命ずる営業の範囲			
電気工事業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）に係るもの			
2 期間			
令和 8 年 9 月 4 日から令和 9 年 9 月 3 日までの 1 年間			
処分の原因となった事実	公契約関係競売入札妨害事件		
株式会社井上電工の当時の代表取締役であった小野和幸は、土佐清水市が行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）」の指名競争入札に関し、有限会社四国通信システムの代表取締役及び当時の土佐清水市長、同市議会議員と共謀し、最低制限価格の教示を受け、当該工事を落札した。 このことにより、令和 8 年 6 月 10 日付けで高知地方裁判所から刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 60 条及び刑法などの一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法第 96 条の 6 第 1 項の規定に違反するものとして、懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年の有罪判決を受け、同日に刑が確定した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	—		

問い合わせ先
高知県土木部土木政策課建設業振興担当
常石、田辺
電話（０８８）８２３－９８１５